

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、透明性の高い健全な経営を実施し、企業倫理と遵法性を重視することによって長期的に企業価値の最大化を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針として位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
梶 弘幸	2,333,400	13.96
株式会社UN S	655,000	3.91
株式会社SBI証券	541,500	3.24
恩田 饒	353,900	2.11
坂東和夫	251,600	1.50
マネックス証券株式会社	222,867	1.33
平野繁行	150,000	0.89
松井証券株式会社	106,300	0.63
堀内茂隆	100,000	0.59
飯田隆次	92,500	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木隆	他の会社の出身者											
松場清志	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木隆	○	_____	佐々木隆氏は、経営についての豊富な経験と幅広い見識を持ち経営者としての実績もあります。今後もこれまでの経験を活かして、当社の経営に中立かつ公正な意見を得られると判断し選任しております。また、同氏には、客観的かつ適切な監督といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員に指定しております。

松場清志	○	——	松場清志氏は、企業経営者として及び国際的な金融・財政等の豊富な経験と、専門的な知識など幅広い見識があります。これまでの経験を活かして、当社の経営に中立かつ公正な意見を得られると判断し選任しております。また、同氏には、客観的かつ適切な監督といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員に指定しております。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、四半期、期末の決算業務に立会い、会計監査人から監査結果報告を聴取するほか、必要に応じて情報及び意見の交換を通じて、監査役は自ら果たすべき監査業務を遂行するとともに、連携を強化しています。
また、代表取締役社長直轄の内部監査室と連携し、コーポレート・ガバナンス向上の視点で、各部門の業務執行などについて監査・指導を行うと共に、業務の執行状況を的確に把握し、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹内洋一	他の会社の出身者													
三谷総雄	他の会社の出身者													
中川隆進	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内洋一		――	竹内洋一氏は、IT企業での役員経験があり、企業経営、IT等の豊富な経験及び知見と幅広い見識を活かすことで、当社のガバナンスに対して的確な監査意見を頂戴できると判断して、社外監査役への選任をお願いいたしました。
三谷総雄		――	三谷総雄氏は、監査役としての豊富な経験と、生命保険業界で得られた幅広い見識のもと、取締役の業務執行に対して監査が行えと判断して、社外監査役への選任をお願いいたしました。
中川隆進		――	中川隆進氏は、大蔵省（現財務省）及び株式会社トマト銀行の代表取締役を歴任しており、経営に関する豊富な経験と財務、会計に関する知見と幅広い見識のもと、当社ガバナンスに対して的確な監査意見を得られると判断して、社外監査役への選任をお願いいたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

(平成21年11月 ストック・オプション)
・付与対象者の区分及び人数：当社取締役 2名、従業員 36名
・普通株式 2,200
(平成22年6月 ストック・オプション)
・付与対象者の区分及び人数：従業員 16名
・普通株式 300
平成29年6月28日定時株主総会にて、下記ストック・オプションとして付与する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議する予定です。
・目的：当社取締役、執行役員及び従業員に対して、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高める。
・付与対象者：当社取締役、執行役員及び従業員
・上限株式数：200,000

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

更新

第30期において当社が支払った役員報酬及び監査役報酬の総額は、以下のとおりであります。
取締役(社外取締役を除く)報酬の総額 77,189千円
監査役(社外監査役を除く)報酬の総額 0千円
社外役員報酬の総額 11,736千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第25期定時株主総会において取締役の報酬額を年額1億円以内(うち社外取締役分は年額500万円以内)、第22期定時株主総会において監査役の報酬額を年額700万円以内と決議しております。役員報酬等の額の算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役個々の報酬につきましては取締役会の決議、監査役個々の報酬につきましては監査役会の協議によっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席し、意見を述べ、コーポレートガバナンスの強化を図っております。社外監査役については、内部監査担当者との連携を図り、監査の実効性を高めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会を設置し、監査役制度を採用しております。当社におけるコーポレート・ガバナンスに係る構築・運営体制は以下のとおりです。

1. 取締役会
取締役会は、常勤取締役2名、非常勤取締役(社外取締役)2名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会、及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。定時取締役会では、月次業務実績の報告、業務の進捗状況の報告をはじめ、法令で規程されている事項の検討等、業務の最高意思決定機関及び執行機関としての機能を果たしています。
2. 監査役
監査役は、常勤監査役(社外監査役)1名、非常勤監査役(社外監査役)2名で構成されています。監査役は、取締役会等、重要な会議に出席し、十分な情報に基づいて意見を述べ、会計監査及び業務監査を中心とした経営全般に、幅広く監査を行なっております。
3. 内部監査
経営組織の整備状況及び業務の実態の把握、各種法令、社内規則の遵守状況の検証を目的とし、選任の内部監査担当者を任命しております。内部監査担当者は、定期監査及び、必要に応じて臨時監査を行い、社内規則、各種法令、情報セキュリティ等に関する監査を行なっております。内部監査担当者は、内部監査の結果を社長へ報告した後、全取締役及び常勤監査役に監査報告書を提出し、担当取締役から担当部署に改善指示を行い、改善策の実施状況についてフォローアップ監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から、社外取締役を選任し就任いただいております。これにより、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等が確保されております。さらに、社外取締役は、独立役員の要件も充足しており東京証券取引所に届け出ております。また、社外監査役について、主にコンプライアンス(遵法義務)及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。以上のとおり、経営の監督機能の客観性・中立性が確保されております。従いまして、現体制において、経営の監督機能は十分に果たされており、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	弊社ホームページのIR情報のページにおいて、株主総会招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	弊社ホームページのIR情報のページにおいて、財務情報、会社データ、財務諸表、公告、IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、企業情報開示の適正性、適時性の確保を目的に「金融商品取引法」「東京証券取引所規則」「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」、その他関連法規や規則に準拠するだけでなく、重要事項に関しては、積極的、公平性を確保し、開示することを、基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
「企業倫理規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
重要な法的課題やコンプライアンスに関する事項などで業務執行上疑義が生じた場合は、適宜、弁護士・監査法人等の外部専門家と相談し、助言を求める。
法令上疑義のある行為等について「内部通報者保護規程」に基づき社員等が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営し通報者の保護を図る。
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察・弁護士・「公益財団法人暴力団追放運動推進市民センター」等の外部専門機関とも連携して対応する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
「文書管理規程」及び「情報・機密管理規程」に従い、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの状況監視及び全社的対応は管理本部が行うものとする。リスクが顕在化した場合は、取締役会において対応責任者となる取締役を定め対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例取締役会を月1回開催するほか、迅速に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、また、取締役に対する情報提供体制の整備等、取締役が適切な職務執行を行える体制を確保する。
取締役会は、取締役・社員等が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを維持する。
- 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社のセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社管理本部はこれらを横断的に推進し、管理する。
グループ会社に対して経営上の重要事項の承認手続き及び定期的な業務執行状況・財務情報などの報告が適正に行われるよう「関係会社管理規程」を制定し運用する。
各グループ会社の経営上の重要事項や経営管理体制・業務執行状況について適時報告を受けるとともに適切な助言・指導を行い、当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備する。
各グループ会社は、当社の「リスク管理規程」及び「コンプライアンスマニュアル」に準じ、法令遵守及びリスク管理等を図る。
監査役及び内部監査室は、グループ会社の業務の適正を確保するために必要な監査を行う。
- 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室その他の社員等に対し、監査業務補助を行うよう要請できるものとする。また、業務遂行上必要な場合、監査役が監査役職務を補助する社員等に関して取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制を整える。
- 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
当社及び、グループ会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びグループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により報告する。
監査役へ報告した当社及びグループ会社の取締役または使用人に対し、「内部通報者保護規程」に基づき、その報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることがないよう体制を整備する。
監査役が、取締役会等重要な会議に出席するなど、重要事項の報告を受ける体制を整える。
- その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役、会計監査人、内部監査室担当及びグループ会社の監査役等との、定期的または必要に応じて監査役と意見交換会を行い、監査役監査の実効性確保に努める。
監査役職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制の整備は以下のとおりです

- 基本的な考え方
(1) 基本的な考え方として、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、このような団体からの不当な要求を受けた場合は、これらに屈することなく、毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない。
(2) 反社会的勢力への対応は、担当者や担当部署に一任するのではなく、全社的な問題として組織的に対応し、不当な要求等に関しては、一切拒絶する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

その他、コーポレート・ガバナンスをより充実させるために施策が必要となった場合には、速やかに適切な対応をとる方針です。